

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月〇日、A発電所新設工事において、構内用電車と丸太木材の間に頭部、胸部等を挟まれて負傷（以下「本件負傷」という。）し、療養の結果、同年〇月〇日、治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求し、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級の9と認定され、同等級に応ずる障害補償給付を受けている。

今般、請求人は、平成〇年〇月〇日、B病院に受診し、本件負傷による傷病の再発であるとして、監督署長に対して療養補償給付を請求したところ、監督署長は療養補償給付請求の対象となる治療が行われていないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、請求人の主張する療養が旧傷病の再発によるものと認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会的事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、昭和〇年の労災事故による傷病が再発したとして、本件再審査請求に及んだものであるところ、確かに、同年〇月〇日付け補償費給付記録票(有)によれば、「負傷部位：胸、背、頭 傷病名：骨折、挫傷」と記載されており、加療の結果、同年〇月〇日治ゆし、その後、障害等級第14級の9と決定されていることが確認できる。

(2) もっとも、療養補償給付たる療養の給付請求書には、「傷病の部位及び状態」欄に「頚椎」と記載されており、C医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書によれば、請求人は、変形性せき椎症の所見を有し、頚肩甲帯部痛に対して治療を行っていることが認められるところ、同医師によっても、「労災とは関係のない治療である。」と所見されている。この点、D医師も、審査官からの意見聴取において、「請求人の首の痛みについては、変形性せき椎症である。加齢現象によるものと判断される。」と述べている。

当審査会としても、一件記録を精査したが、請求人に発症した傷病は変形性せき椎症と認められるものであり、決定書理由に説示のとおり、同傷病と本件負傷との間に医学的因果関係を認めることはできない。

(3) 請求人は、平成〇年〇月〇日付け電話聴取書において、胸の痛みを訴え、B病院の医師により「本件負傷により折れた肋骨の先が胸膜に擦れていることが原因である」と診断された旨述べ、本件公開審理においても、同旨を含む主張を行っているが、D医師は、上記審査官からの意見聴取において、「本件負傷から〇年も経過していることから、外傷性の原因とは考えられない」旨述べている。改めて一件記録を精査するも、請求人が主張する症状等が本件負傷によ

るものであることを裏付ける医学的根拠は確認できない。

- 3 以上のおりであるから、請求人の療養は本件負傷による傷病の再発に対するものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。